

引上げ分の地方消費税収の使途について（令和5年度決算）

田野畠村

地方消費税率改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその使途は以下のとおりです。

【歳入】社会保障財源化分の地方消費税交付金 42,554 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 404,030 千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の使途および財源内訳】

単位：千円

使途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	202,418	65,944	48,854		9,229	78,391
高齢者福祉費	163,978	4,016	12,734	6,413	14,831	125,984
児童福祉費	163,274	24,878	14,215	8,241	12,211	103,729
保健衛生費	60,577	173	372	14,596	4,786	40,650
公債費	146				15	131
共済費	14,073				1,482	12,591
合計	604,466	95,011	76,175	29,250	42,554	361,476
	特定・一般財源計	200,436			404,030	